

令和3年第3回広尾町議会定例会 第1号

令和3年9月7日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 報告第 9号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 8 報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 9 報告第11号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の業務実績に関する評価について
- 10 陳情第 1号 広尾町国民健康保険病院の人工透析医療施設の開設に関する陳情について
- 11 認定第 1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 12 認定第 2号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 13 認定第 3号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 14 認定第 4号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 15 認定第 5号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 16 認定第 6号 令和2年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 17 認定第 7号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 認定第 8号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 19 認定第 9号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 20 認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 21 同意第 1号 広尾町教育委員会教育長の任命について
- 22 同意第 2号 広尾町教育委員会委員の任命について
- 23 同意第 3号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 24 同意第 4号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 25 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 26 発委第 3号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 27 議案第60号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 28 議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 29 議案第62号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定につ

いて

- 30 議案第63号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第7号）について
- 31 議案第64号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）について
- 32 議案第65号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 33 議案第66号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 34 議案第67号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につ

いて

- 35 議案第68号 令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 36 議案第69号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 37 議案第70号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 38 議案第71号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）について
- 39 議案第72号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）について

○出席議員（13名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	8番 山谷 照夫
9番 渡辺 富久馬	10番 小田 雅二
11番 旗手 恵子	12番 浜頭 勝
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
総 務 課 主 幹	齊 藤 美 津 雄
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹

併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之 美
住 民 課 長	楠 本 直 美 美
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 崎 義 和 子
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 直 子 司
住 民 課 主 幹	西 脇 秀 大 樹
保 健 福 祉 課 長	宝 泉 正 大 子
保 健 福 祉 課 長 補 佐	今 村 泉 大 子
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	宝 村 上 洋 大 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	宝 泉 直 子
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	三 浦 幸 裕
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	雄 谷 幸 力
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	浜 頭 藤 清 美
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	佐 藤 清 美
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	成 田 ま ゆ み
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	西 脇 優 子
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	成 田 ま ゆ み
兼 豊 似 保 育 所 長	金 石 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	平 浩 則
農 林 課 長	平 浩 則
兼 町 営 牧 場 長	平 室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長	前 田 憲 一
建 設 水 道 課 長	三 上 昌 樹
建 設 水 道 課 長 補 佐	北 藤 盛 通
建 設 水 道 課 主 幹	小 川 浩 司
建 設 水 道 課 主 幹	前 田 憲 一
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	森 谷 亨 弘
港 湾 課 長	安 岡 伸 弘
港 湾 課 長 補 佐	

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹

学校給食センター所長	山	岸	達	也
社会教育課長	沖	田	一	美
兼 図書館長	沖	田	一	美
兼 海洋博物館長	沖	田	一	美

〈選挙管理委員会〉

委員長	辻	田	廣	行
併書記長	山	岸	直	宏

〈監査委員〉

代表監査委員	大	林		忠
併書記長	白	石	晃	基

〈公平委員会〉

委員長	木	下	利	夫
併書記長	山	岸	直	宏

〈農業委員会〉

会 長	今	村	弘	美
事務局 長	寺	井		真

○出席事務局職員

事務局 長	白	石	晃	基
事務局 次長	保	坂	一	也
総務係 主事 補	齊	藤	香	月

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第3回広尾町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、松田健司議員、6番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。
7月1日と9月1日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。
次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
次に、本定例会に町長から報告2件、認定10件、同意4件、諮問1件、議案13件を受理しております。また、教育委員会から報告1件、議会から議案2件、意見書案3件を受理しております。
次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。
次に、監査委員より令和3年5月から7月までの例月出納検査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。
また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。
一般質問は、5人の議員から通告があり、9月8日に行います。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果につきましては配付した報告書のとおりであります。本件に対する委員会の報告は、本日7日から9月16日までの10日間とするものです。
お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日7日から16日までの10日間をしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日7日から9月16日までの10日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書21ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

令和3年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告をします。

委員会の開催状況ですが、開催日は、令和3年7月26日月曜日です。

開催場所は、南十勝環境衛生センター会議室です。

出席委員、説明員、出席議会事務局職員については、記載のとおりです。

2、調査の内容。

（1）、一般廃棄物の処理状況及びリサイクルの取組について。

調査に先立ち、南十勝複合事務組合環境衛生センターの視察を行い、センター所長より施設の概要・業務内容等の説明を受け、その後、一般廃棄物の処理状況及びリサイクルの取組について、資料に基づき説明を受けた。

広尾町におけるごみの現況について。

排出量は全体として年々減少傾向にあるが、主な要因は人口減によるものであり、町民1日1人当たりの排出量は増加傾向にある。特に、生ごみについては漁業の町であるという地域性も相まって、他町と比較しても、ごみ中の水分が多いことが指摘されています。

ごみの排出量ですが、広尾町全体では、平成23年度2,904トン、令和2年度は2,658トン（8.5%減）です。1日1人当たりは、平成23年度は1,019グラム、令和2年度は1,134グラム（11%増）となっています。

ごみの減量化に向けた取組についてです。

ごみの減量化を図るためには、消費の過程で、いかに廃棄物の発生量を抑え、環境への負荷を軽減させるか、町民一人一人が消費者の立場で不要な消費や過剰包装を減らすことが大切である。

買物の際にエコバッグを利用することや、食品ロスを削減し、家庭での生ごみをできるだけ出さないようにする。

発生した生ごみは、水切りの徹底を行うなど、身近な取組を行うことでごみの減量化が図られる。また、リサイクルを推進することも重要な取組の一つであり、資源回収率を向上させるためにも、正しいごみの出し方を徹底させていくことが必要である。

町としては、引き続き広報や防災無線などを用いて、「正しいごみの出し方」について周知徹底を図り、多くの町民の方々に実態を説明し、理解を求めていく必要がある。

南十勝環境衛生センターの視察の中で。

毎日約100台（軽トラック・乗用車等）の持込みがあるそうです。

発泡スチロールは、溶かして固めるなどの作業を行うため、騒音で作業員の対話が聞こえにくいこともあるということです。

ペットボトルは、ラベルを剥がしてキャップを取り、洗浄して出すと作業が進みやすい。洗浄が不十分だと虫が寄りやすく、作業員がスズメバチに刺される事例もあったということです。

紙パックは汚れがあると業者に買い取りしてもらい価格が下がるため、切り開いて洗って出してほしい。

新聞・雑誌・紙パック等は、分別を徹底してほしい。

マイクロプラスチック、粗大ごみ等は、飛散させないことが大切であるということでした。

主な質疑ですが、委員から、今後はくりりんセンターに移行するが、バグフィルターの交換はいつかということで、これに対して説明は、バグフィルターの交換の目安は8年に1回であり、昨年交換をした。令和9年度に十勝圏複合事務組合くりりんセンターに移行する予定であるため、無駄のないようにするとのことでした。

また、委員から、広尾町のごみは他町より水分が多いと聞くが、何か取組を行っているのかということですが、これに対しては、他町村の取組調査を行っていないため今後調査し、ごみの出し方についての町広報での特集掲載など、また、水切り袋の無料配布も検討するということでした。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書24ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（渡辺） 産業常任委員会所管事務調査報告書。

令和3年第2回定例会で承認を得た所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

委員会の開催状況ではありますが、開催日は令和3年7月30日。

開催場所、以下省略いたします。

調査の内容であります。新規就農の実態と今後の展望についてを調査いたしました。

調査に先立ち、農林人材育成支援センターの改修状況を視察し、また、新規就農者と意見交換を行いました。その後、新規就農の実態と今後の展望について資料に基づき説明を受けました。

①、広尾町農業の現状と課題及び今後の取組について。

我が国の農業は、農業者の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、コミュニティの衰退が一層進む地域が発生する事態が懸念されるばかりでなく、国土の均衡ある発展の上からも問題がある。

本町の農業は、冷涼な気象条件や日高山系に源を置く豊富な清流を生かし、地域を支える基幹産業として発展してきた一方で、生産現場では離農が続いており、次世代の担い手が将来に希望を持てる政策の確立が不可欠である。

1)、離農戸数の推移から3)、酪農の経営状況までにつきましては、記載のとおりでありますので、後ほどお目通しいただければというふうに思います。

②の新規就農者の確保、育成に係る現在の主な支援策。

1) から2) につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しいたきます。

その中で、町の事業でありますけれども、新規就農者誘致に関する特別措置条例に基づく奨励金等（支援額、最長5年間のリース支援事業は年最大250万円、最長3年間の負担軽減支援事業は固定資産税相当額、最長5年間の利子補給事業は借入利率3%超過部分への利子補給）となっております。

3)、農業経営者の声でありますけれども、これは2020年JAひろおの意向調査により農業経営者の声を聞いておりますが、労働力・労働時間。「現在は足りているが、労働時間が過剰又は将来的に不足しそう」と「早急に対策が必要」の2つを合わせると59%に上ります。

将来的に希望する経営形態。「5年以内」及び「10年以内」に経営中止を検討している経営者は、合わせて14戸で17%に上っております。

農業継承の考え方。経営中止検討の経営者（14人）が考える経営継承については、「現在の住宅に住みながら農地だけを活用してほしい」と考える経営者が7人と最も多く、住宅確保の問題は、第三者経営継承の実現に向けて大きな課題である。

また、今後の課題あるいは農業支援の要望については、記載のとおりであります。

4)、広尾町農活チャレンジ応援事業であります。当該事業は旧林業振興センターを補改修し、新たな研修拠点となる「農林人材育成支援センター」を開設、豊富な人材が活躍する持続可能なまちづくりに向け、地域が一体となって全国から人が集まる次世代型の楽しい農業の確立を目指すものであります。

ア、全体事業費は、約1,700万円。

イ、利用人員は、体験研修で年間150人を見込み、実践研修及び就農研修で年間入所者6人を目標とする。

ウ、事業開始は、令和3年9月を予定。ただし、体験研修は同8月からの来町希望者が急増しているとのことあります。

次に、③、広尾農業の今後の展望であります。大型経営、小規模家族経営、放牧酪農など多様な経営体が共存する環境の下で、人を呼び、魅力的で活力ある農村社会への発展につながることを理念として、目標達成のための4つのアクションに国や道の事業を必要に応じて組み合わせ、効果の最大化を図るとしている。

新たな人材の発掘と育成、中小家族経営の体力強化、円滑な経営継承の実現、女性の経営参画促進を図るべきとのことでありました。

主な質疑でありますけれども、委員から、近時10年間における離農戸数26戸に対し、新規参入戸数は4戸となっている、その要因はとの質問に対し、戸数維持のためには、離農数の7割程度を埋め戻す後継者づくりが必要になるとの説明がありました。

委員からは、本町は農地価格が帯広近郊の3分の1程度と取得しやすい理由から管内的にも新規参入者が多い時期があったが、現況はどうかの質問に対し、全体は承知していないが、農地価格は低い水準にあるのは確かであるとの説明を受けた。

委員から、道農政部調査による新規参入者の初期投資額は、他の農業形態に比べ酪農は突出して高い状況にあるとされるが、実態はどうかの質問に対し、立地条件で異なるが、1億円を上回るケースが生じているとの説明があった。

本町の新規就農参入者のうち、女性経営者はあるかとの質問に対し、法人経営が1戸あるとの説明でした。

委員から、離農の背景はという質問があり、1つには高齢化や後継者不足を背景とする家庭経営農家の生産基盤の弱体化が挙げられ、支援を含む対策の検討が必要であるとの説明を受けました。

委員から、広尾町農業担い手育成センターによる配偶者対策の効果はどのようになっているのかという質問に対し、労働面への考慮と経営安定化のため取り組む事業だが、個性、価値観、生活文化など様々な条件の下、なかなか困難な状況があると認識しているとの説明があった。

次に、現地調査の実施でありますけれども、現地調査では、農林人材育成支援センター改修状況を視察し、また、農業への熱い情熱を持った新規就農者の事例調査のため、昭和46年以降の入植者23人のうち、北海道指導農業士及び同農業士を有する酪農家2名、香福地区の男性、それから新生地区の女性を招聘、事前説明を拝聴した後、意見交換を図った。

事例説明の概要であります。今後20年で広尾町の農業者はほぼ半減化、十勝管内でも最も減少率が大きいと予測されている。

十勝に憧れる若者は多く、管内に先駆けて取り組むことはチャンスでもある。

農活チャレンジなど体制が整いつつあるが、地域一体となった受入れ態勢の整備は欠かせない。

初期投資が高騰しており、就農方法の検討が必要である。

離農後もそのまま当該住宅に住み続ける方が多く、就農候補地がない現状を改善するため、経営中止予定者と就農希望者のマッチングが必要であるとの説明があった。

主な質疑であります。委員から、新規就農者の住宅の確保が課題の一つにあるが、公営住宅の空き部屋を農家住宅に活用するなど、町への政策要望はとの質問があり、住宅確保なども含め、若い人が住みやすい環境の整備が必要である。Wi-Fiの整備も重要であるとの説明を受けた。

委員から、広尾町を選んだ理由として大きいところはこの質問に対し、広尾町が受け入れてくれる場所だった。問合せ先も分からず農業委員会に電話をしたが、打合せには農林課と農協も加わり、後押しをしていただけた。先輩入植者のフォローも大きかったとの説明がありました。

委員から、就農を希望する人や将来を見据えた進路の一つとして考える人の見通しはどうか。新規就農者同士のネットワークは確立されているかとの質問に対し、学生を中心に様々な形で農業を希望する人は増えている。先輩就農者が身近にいれば心強い。就農者同士のつながりを持ちやすい環境を整えることは、意欲喚起にとっても大切であるとの説明を受けました。

委員から、将来に描く夢はこの質問に対し、今やれていることが理想の形で、これを後継者にきちんと引き継ぐことと、少しでも広尾に人を呼び込みたい。加工販売にもチャレンジできているが、牧場の経営をしっかりと安定させ、お世話になっている町に恩返しをしたいという回答がありました。

調査のまとめであります。新規就農者に営農技術の習得、農地・初期投資抑制、情報提供、相談体制を強化し、就農後の所得の確保など、きめ細かい支援体制をつくり、新規就農者を町内に呼び込む総合戦略が必要である。

新規就農者の住宅の確保も重要であり、町内の空き家利用など、周辺地域の活性化につながるよう、関係機関と一層の連携が必要である。

後継者がいないまま離農し、経営資産が散逸していくことのないよう、第三者農業経営継承を推進するため、地域がサポートする環境づくりが必要である。

以上、まとめとして産業常任委員会の調査報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和3年第3回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告をさせていただきます。

まず、1点目の令和3年度普通交付税の決定についてであります。

令和3年度の普通交付税額が8月3日に決定いたしましたので、その概要について説明いたします。

行政報告資料をお手元にご用意ください。

その1ページであります、中段の太枠をご覧ください。

本年度の普通交付税は33億3,917万円であります。当初交付決定額で前年度と比較いたしますと、交付額で1億4,706万1,000円の増、率で4.6%の増となります。地方財政計画上の増加率5.1%を0.5ポイント下回る結果となりました。

また、臨時財政対策債の令和3年度発行可能額は1億6,375万5,000円、25%の増となっております。

なお、令和3年度の普通交付税と臨時財政対策債の合計では35億292万5,000円となり、前年度の当初の合計額と比較しますと、金額で1億7,981万9,000円、率で5.4%の増となりました。増額要因の主なものは、地域デジタル社会推進費の創設によるものであります。

一方、基準財政収入額は、町民税等の減によりまして、全体として減少しております。

また、令和3年度の当初予算については、普通交付税30億円、臨時財政対策債2億3,000万円、合計32億3,000万円を計上しておりますが、算定の結果、2億7,292万5,000円の追加補正という結果になったところであります。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

お手元の行政報告資料は2ページになります。

初めに、左側の令和3年度事業についてであります。

今回、本交付金の交付限度額が追加されまして、また、令和3年度の実施計画に新たな事業を追加いたしましたので、報告をいたします。

まず、上段の交付限度額ですが、1の本省繰越額1億円に加えまして、2の国の補助事業等の地方負担分に係る交付限度額として121万1,000円、3の事業者支援分として994万4,000円が追加配分されまして、合計でAの欄であります、1億1,115万5,000円が令和3年度事業に活用可能となったところであります。

これに対しまして、中段の令和3年度実施計画掲載事業であります、アの既に予算措置済みの事業につきましては、記載の7つの事業2,505万2,000円でありまして、6月定例会において補正を行った事業であります。

次に、下段の網かけ部分がイの今回の補正予算により新たに追加する事業でありまして、1の役場庁舎無線通信環境整備事業など新たに7事業を追加しております。右から2列目の補正予算額の欄には、各事業の補正予算額を掲載しております。合計5,584万7,000円であります。その右隣の国に提出する実施計画掲載額の欄は、各事業の補正予算額のうち、実施計画へ掲載した額でありまして、合計で4,856万7,000円となります。

新たに追加した7つの事業につきましては、商工会や各事業所などとも協議を重ね、地域経済や住民生活への支援を効果的に行う内容としております。

これによりまして、実施計画掲載事業の総額がB欄の7,361万9,000円となり、A欄の額からB欄の額を差し引きますと、残額は3,753万6,000円となるものであります。

新たな追加事業の詳細につきましては、補正予算提案の際に説明させていただきますので、ここ

での説明は省略させていただきます。

次に、資料右側の令和2年度繰越事業であります。

昨年度、令和2年度の実施計画に登載した交付対象事業のうち、年度内に事業が完了せず令和3年度に繰り越した事業が中段に掲載の9つの事業でありまして、繰越額の総額は2億3,602万5,000円であります。これらの事業につきましては、令和3年度中に全て完了する見込みであります。

今年度は、これらの事業を実施することによりまして、感染症の影響を受ける地域経済や住民生活への支援を着実に進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の国民健康保険病院の診療体制についてであります。

令和3年9月16日付で内科医師1名が着任いたしました。着任する医師は、長島弘氏で現在63歳、専門科目は一般内科、眼科、精神科、心療内科であります。前任地は、せたな町の道南ロイヤル病院であります。長島氏の着任によりまして、常勤内科医が3名体制と充足されることとなります。

また、平成31年4月から病院長を務めていただいている計良基治氏が目の病気によりまして、手術と術後の診察への影響から、10月31日付で退任が決められました。後任には、現在、北斗病院診療部消化器センター主任部長の山口聖隆氏が着任いたします。山口氏は、現在58歳、専門科目は消化器外科であります。10月1日付で着任し、外科を担当いたします。

なお、整形外科の診察につきましては、北斗病院から専門医の派遣を増やし、対応していくところであります。

今回の医師の着任によりまして、中期計画に掲げられた常勤医の4名体制が確保され、より一層の医療サービスの充実がなされるものと考えております。

次に、4点目の第5次広尾町行政改革大綱（後期）の策定についてであります。

第5次広尾町行政改革大綱は、計画期間を7年と定め、平成29年度に策定いたしました。具体的取組事項の推進期間については、平成30年度から令和2年度までの3年間を前期として取り組んでまいりました。このたび、令和3年度から令和6年度までの後期4年間について、第5次広尾町行政改革大綱（後期）の取組として、別冊の行政資料1のとおり策定をいたしましたので、報告させていただきます。

後期につきましては、4つの基本視点、32の具体的取組事項を持って、新たに発生する諸課題をそれぞれの改革に加えて取り組むとともに、令和3年度からスタートしております第6次まちづくり推進総合計画を確実に進め、自主・自立のまちづくりを選択した広尾町が将来にわたり豊かで安心して暮らせるまちづくりを実現するために、町民の皆様とともに、より一層の行政改革に取り組んでまいり所存でございます。今後の取り進めに当たりまして、議員の皆様のご指導とご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、さきの議員協議会におきましてご指摘のありました箇所ではありますが、まず30ページをお開き願います。

30ページの個表の広尾町国民健康保険病院の関係であります。6の推進方法、7の到達目標、9の期待される効果については、それぞれ現在の数値に置き換えまして、あわせて文言についても整理し、修正しているところであります。

また、43ページをお願いいたします。

43ページの個表、補助金等の統合整理合理化の関係につきましても、6の推進方法、3つ目の黒ポツの最後の文言、「調査を行う」から「その実態・動向を把握する」に修正をいたしまして策定しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、5点目の第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」の見直しについてであります。

令和3年度からスタートいたしました第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」につきましては、財政状況や社会経済情勢等の変化に対応するため、事業の追加や修正など毎年見直しを行うことにしております。

お手元に行政報告資料2、第6次広尾町まちづくり推進総合計画「実施計画」をご用意ください。

その1ページをお願いいたします。

今回の見直しの概要であります。

初めに、(1)の見直しの内容であります。

実施計画策定後に実施が決定し、令和3年度に予算化された事業及び登載済み事業のうち、令和3年度予算において事業内容・事業費等が大きく変更となった事業について、追加及び事業内容の変更を行うものであります。

次に、(2)の追加・変更事業数であります。新規追加が5つの事業、変更が10の事業であります。

(3)、(4)は、見直しに伴う事業費の関係であります。

今回の見直しに伴い、事業費は3,567万2,000円の増額となり、10年間の事業費の総合計額は402億7,118万2,000円となるものであります。

次、2ページをお願いいたします。

今回の追加・変更事業の内訳であります。

初めに、追加事業であります。

農林人材育成支援センター整備事業から4ページの広尾町移住支援金までの5つの事業となります。これらの事業につきましては、全て令和3年度当初予算及び補正予算に計上している事業でありまして、詳細については説明を省略させていただきます。

次に、6ページをお願いいたします。

変更事業の内訳であります。森林環境振興事業から12ページのひろお防災公園（仮称）管理運営事業までの10の事業となります。

初めに、6ページ上段の森林環境振興事業であります。森林環境譲与税の譲与額増加に伴う事業費6,361万2,000円の増額及び第1期森林環境振興事業計画に基づく具体的な事業内容に変更しております。

次に、中段のサンタランド振興事業であります。令和3年度に実施するサンタの家改修工事を事業内容に追加し、また、令和3年度の実施事業内容を精査した結果、事業費が330万円の減額となるものであります。

次に、下段の養護老人ホーム備品・設備整備事業であります。令和3年度に予定していたリフト車両更新を令和4年度に変更、また、令和3年度に食器洗浄機更新と浴室改修工事を追加することに伴い、事業費が1,255万1,000円の増額となるものであります。

次に、8ページであります。

上段の特別養護老人ホーム備品・設備整備事業であります。令和3年度にベッドの更新を追加することに伴い、事業費が307万円増額となるものであります。

次に、中段の健康管理システム更新事業であります。前期5年間で実施を予定していたものを令和3年度の1年間で実施することに変更し、事業費が19万円の増額となるものであります。

次に、下段の音調津地区避難所建設事業であります。実施年度を令和4年度から令和3年度へ1年前倒しし、建築面積の増加及び建築資材の高騰等により、事業費が2,845万7,000円の増額となるものであります。

次、10ページであります。

上段の下水終末処理場修繕・改築事業であります。事業の内容の精査に伴い、事業費が2億1,800万円の減額となるものであります。

次に、中段の公衆無線LAN設置事業であります。令和3年度に農村環境改善センターと健康管理センターの2か所に公衆無線LANを設置することに伴い、事業費が79万2,000円の増額となるものであります。また、財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しているところであります。

次に、下段のひろお防災公園（仮称）整備事業であります。この事業につきまして、令和4年度以降の実施予定事業であります。大型の施設整備事業であり、町民の意見を丁寧に聞きながら事業を進める必要があることから、当初は令和4年度と5年度の2か年で設計及び整備工事を実施する予定でありましたが、令和4年度、5年度で設計、令和6年度と7年度の2か年で整備工事を実施することに変更いたしまして、事業費も1,990万円の増額となるものであります。

次、12ページであります。

ひろお防災公園（仮称）管理運営事業であります。今、説明いたしました公園整備事業の実施年度変更に伴い、事業年度を変更し、事業費230万円の減額となるものであります。

次に、14ページであります。

実施計画の事業費の総括表でありまして、上段の基本目標別、下段の年度別ごとに集計しております。

下段の年度別の一番下の合計欄であります。今回の見直しに伴い、変更後の総事業費は402億7,118万2,000円となり、事業費は3,567万2,000円の増額となるものであります。

この事業の見直し案につきましては、8月30日開催のまちづくり推進計画委員会において承認を受けているところであります。

次に、6点目の新型コロナワクチンの接種状況についてであります。

本町における接種状況は、8月31日現在で、接種対象者6,023人に対しまして、1回目の接種を終えた方は5,100人で、接種率は84.7%であります。2回目の接種を終えた方は4,885人で、接種率は

81.1%となっております。

年代別の接種率につきましては、65歳以上の高齢者の方は、1回目が90.7%、2回目は89.7%、40代から60代の方は、1回目が88.3%、2回目は84.5%、20代から30代の方は、1回目が70.9%、2回目は64.5%、12歳以上の10代の方であります。1回目が60.7%、2回目は48.4%となっております。

これまで町内の医療機関の協力によりまして、順調にワクチン接種を進めることができたところであります。今後におきましても、引き続きワクチン接種を継続させ、10月中旬をめどに年度内に12歳になる方や特別な事情のある方を除きまして、希望される全ての町民の皆さんの接種を完了する予定であります。

次、7点目の広尾サンタランドツリー点灯式についてであります。

サンタランドの認定を記念して、昭和59年より「愛と平和、感謝と奉仕」の精神で毎年実施してきた広尾サンタランドツリー点灯式は、10月23日土曜日に開催を予定していたところでありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年同様、従来どおりの点灯式を取りやめ、代替として自宅などでも楽しめるようにインターネットを利用した動画配信を計画しております。その際には、イルミネーション点灯中継はもとより、保育園の子どもたちの合唱や町内の風景などを事前に録画するなど、広尾町にお越しいただけない方にも楽しんでいただけるような内容を検討しているところであります。

次、8点目のひろお毛がにまつりについてであります。

本年のひろお毛がにまつりについては、12月の第2日曜日の12日開催を予定しておりますが、主催であります観光協会におきまして、新型コロナウイルスの蔓延状況を見極め、集客イベントとしての開催が困難だと判断した場合には、昨年同様のオンラインでの毛ガニ販売やプレゼント抽選などを実施する方向で検討をしております。

次に、9点目の火災の発生についてであります。

令和3年第5回臨時会以降、1件の火災が発生しております。

8月24日火曜日午後5時頃、字フンベ3番1号におきまして、敷地内の倉庫から出火、倉庫1棟が全焼、また、隣接する住宅の外壁等の一部を焼損した建物火災が発生しております。

焼損面積は、倉庫床面積21平方メートル、木造2階建ての面積65平方メートルを焼損したものであります。

この火災で消防職員、団員合わせて28名、車両7台が出動し、同日午後7時15分に鎮火しております。

出火原因及び損害額については、現在調査中であります。

以上で、行政報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、8日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後3時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

◎日程第7 報告第9号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第9号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第9号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて別冊のとおり報告をさせていただくものであります。

詳細につきましては、副町長より補足説明をいただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料の確認をさせていただきます。

別冊になっております令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書、報告第9号関係の資料であります。それから、監査委員さんからの令和2年度広尾町決算に基づく健全化判断比率審査意見書、別冊の①、それから広尾町公営企業決算に基づく資金不足比率審査意見書、別冊②となっているこの3冊を用意いただきます。

まず初めに、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページをお願いいたします。

中段の米印のところに概要を整理しておりますので、後ほどご確認を頂きたいと思っております。

表の説明であります、判断項目といたしまして、実質赤字比率から将来負担比率の4つの指標を示しております。それぞれの判断比率は、標準財政規模と比較して指標化したものであります。

指標と判断比率の関係であります、これら4つの指標のいずれかが早期健全化基準を超えた場合、自主的な改善努力による財政健全化計画を定め、また、将来負担比率を除く3つの指標のいずれかが財政再生基準を超えた場合には、国の関与、指導による財政再生計画を定めなければならないこととなります。

本町の健全化判断比率の状況であります。

実質赤字比率につきましては、一般会計等の実質収支が赤字の場合に数値として表示されます。黒字決算のため、比率の表示はありません。

連結実質赤字比率につきましては、全会計を含めた実質赤字の場合に数値として表示されます。全会計黒字となったことから、比率の表示はありません。

次の実質公債費比率につきましては15.0%、将来負担比率は、一般会計の借入金や債務負担行為に基づくもの、さらに特別会計への繰出金のうち公債費に係るものなど、将来負担すべき実質的な負担の残高等を対象としております。令和2年度決算は52.7%となっております。いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。

なお、詳細につきましては、2ページから5ページに記載のとおりであります。後ほどご確認を頂きたいと思っております。

次に、6ページをお願いいたします。

資金不足比率報告書であります。

公営企業等に係る資金不足比率の状況であります。本町におきましては、公営企業法の適用企業として水道事業会計、法非適用企業として港湾管理特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計の3つの特別会計が対象となっております。令和2年度決算は、いずれも資金不足の状況になる会計はありませんでした。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しているとおりであります。後ほどご確認を頂きたいと思っております。

次に、決算に基づく健全化判断比率に対する監査委員の意見書、別冊の①をお願いいたします。

意見書の2ページをお開きください。

2ページの5、審査の結果、(1)、総合意見であります。

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められるとするものであります。

次に、資金不足比率審査に対する監査委員の意見書、別冊の②をお願いいたします。

この意見書の1ページ、一番下の5の審査の結果であります。

各公営企業会計決算において資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算定されないことを確認したとするものであります。

以上、報告第9号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第9号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を終わります。

◎日程第8 報告第10号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を行います。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） それでは、報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、報告をさせていただきます。

お手元の点検及び評価報告書1ページをお開き願います。

まず、総合教育会議の開催状況であります。

改正地方教育行政法の施行に伴い、平成27年度に設置されました広尾町総合教育会議につきましては、4月17日、12月1日、2月25日に会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりであります。

次に、2ページから4ページまでは、教育委員会会議の開催状況についてであります。令和2年度は、13回の会議を開催しております。各会議における議題等につきましては、掲載のとおりとなっております。

次に、5ページから10ページまでは、令和2年度における教育委員の主な活動状況を載せております。コロナ禍の中にありまして、各種会議が書面開催となり、また、学校行事、各種団体等の行事も中止、延期となる中で、機会があるごとに関係者の皆様にご意見を伺ったところでございます。

続きまして、11ページは教育委員会に設置しております主な審議機関等の開催状況について掲載をしております。

次の12ページには、令和2年度の教育費に係る予算と決算の状況を載せてございます。教育費全体の予算に対する執行率は96.5%となっております。

次に、教育委員会の事務事業の執行状況等について掲載をしております。

まず、13ページから20ページには、令和2年度の教育行政執行方針に関する主な施策について、学校教育、学校給食、社会教育、社会体育、図書館の項目ごとに整理をしております。

続く21ページから27ページには、学校教育に関する事業の状況といたしまして、各学校の学級編制や児童生徒数をはじめ、学校教育に係る事業の実施状況、学校等施設の耐震状況について載せております。

また、28ページから文化・社会教育・社会体育に関する事業の状況を載せており、31ページには、令和2年度の文化賞・スポーツ賞等の受賞者一覧を掲載しております。

なお、これらの事業につきましては、広尾町地域安全推進協議会会長山内英成氏並びに広尾高等学校PTA会長亀田司氏のお2人からご意見を頂いており、その内容を32ページから33ページに掲載をしております。

以上、簡単ではございますけれども、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について説明を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第10号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についての報告を終わります。

◎日程第9 報告第11号

1、議長（堀田） 日程第9、報告第11号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の業務実績に関する評価についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第11号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の業務実績に関する評価について、地方独立行政法人法第28条第1項第1号の規定に基づき、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の令和2年度における業務実績に関する評価を行いましたので、同条第5項により、その評価結果を報告いたします。

お手元に報告第11号別冊があります。ご用意願います。

評価を行うに当たりまして、国保病院から提出がありました令和2年度の業務実績報告書の内容を確認し、令和2年度の年度計画に記載された取組につきまして、その結果を踏まえまして、全体評価では中期計画の進捗状況につきまして総合的な評価を行ったところであります。

報告第11号の別冊の2ページをお願いいたします。

1の全体評価、(1)の評価結果でございます。

全体評価につきましては、項目別評価の結果を踏まえまして、「全体として中期計画の実現に向けて計画どおり順調に進捗している」という評価が妥当であると判断いたしました。

項目別評価につきましては、大項目「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」は、A評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断をいたしました。

次に、大項目の「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、C評価（中期計画の実現のためには、やや遅れている）と判断をいたしました。

次に、大項目の「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」及び大項目「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、いずれもA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断をしたところであります。

なお、評価結果の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 報告第11号について、補足説明をさせていただきます。

お手元に、報告第11号別冊、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院令和2年度における業務実績に関する評価結果と、報告第11号関係資料①、年度計画（令和2年度）の2つの資料をご用意ください。

初めに、別冊、業務実績に関する評価結果の4ページをご覧ください。

2、大項目評価についてです。

大項目の「第1 町民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置」につきまして、(1)の評価結果はA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

(2)の判断理由につきましては、小項目評価におきまして、5段階評価で「IV」（計画を上回っている）が14項目、「III」（計画をおおむね順調に実施している）が5項目、全ての項目が「III」以上の評価となったため、大項目評価では「A」評価といたしました。

なお、大項目評価の評価基準につきましては、1ページをご覧ください。

1ページ下段の表2、大項目評価基準のとおりでございます。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料①、年度計画の1ページをご覧ください。

小項目評価の主な評価結果を説明いたします。

上段1、町立病院としての役割、(1)、救急医療体制の充実の小項目評価につきましては、北斗病院と連携し地域医療連携ネットワークシステム（TMIリンク）が活用され、緊急画像連携システム（HEMI）により緊急転送時の診療情報共有がスムーズになされたことを評価いたしました。

その下、(2)、地域医療の維持につきましては、①、入院医療、②、外来医療、次のページ、2ページです。③、リハビリテーション、④、在宅医療の各項目の評価につきまして、2ページの下段です。

入院医療では、一般病床48床を維持し、「地域包括ケア入院医療管理料1」が32床、「急性期一般入院管理料4」が16床、地域医療ニーズと健全な病院経営を考慮した病床区分となっていること。外来医療では、整形外科の常設化、耳鼻咽喉科と総合診療科の固定化で外来患者数が4万4,093人で、コロナ禍の状況においても僅かに前年度を上回ったこと。リハビリテーションでは、北斗病院からの理学療法士の派遣により受入れ患者数が増加したこと。在宅医療では、訪問診療でタブレットを活用した訪問先での電子カルテの確認が可能となりスムーズな診療が行われたほか、2月から訪問看護が開始されたこと。これらのことを評価いたしました。

その下、(3)、医療機関間の連携強化につきましては、次のページ、3ページです。

北斗病院との連携効果により、診療面では各診療科への医師の派遣や当直医の対応、経営面では職員の派遣や経営アドバイス、医薬品の仕入れ方法の変更などがなされたことを評価いたしました。

次に、中段の(5)、疾病予防、重症化予防の取組につきましては、町の保健部門と連携し、町民の方々に特定健診などの受診を働きかけたことにより、受診件数が目標値を上回ったことを評価いたしました。

次のページ、4ページの中段です。

(7)、地域包括ケアシステムの推進につきましては、院内で医療介護連携センターを運営し、医療・介護の連携強化と患者への入退院支援が図られたこと。町内の医療機関及び近隣の介護施設ともTMIリンクを活用して、医療・介護の情報共有が図られたことを評価いたしました。

その下、2、医療水準の向上、(1)、医療職の人材確保と人材育成、①、医師の人材確保につきましては、次のページ、5ページの下段です。

常勤内科医が退職し、常勤医2人体制となったものの、北斗病院及び旭川医科大学の協力を得て外来の診療体制を維持することができた。北斗病院からは消化器内科の医師が派遣され、内視鏡検査を中心とした専門外来が充実したほか、旭川医科大学からの内科医により、内科外来において常勤内科医の欠員をカバーすることができたことを評価いたしました。

なお、評価に当たっての意見・指摘等につきましては、次のページ、6ページ上段の表の下、常勤内科医の確保により内科医の負担増加の解消が必要であること、看護師と医療技術職員の確保が必要であることを意見として付しております。

次のページ、7ページです。

上段3、患者サービス。中段やや上、(2)、診療待ち時間の改善等、その下の(3)、患者・来院者のアメニティ向上につきましては、診療の待ち時間につきましては、予約制度の導入や声かけなどにより、一定程度の改善が見られたこと。病棟におけるテレビ・冷蔵庫を含めた日額定額制のレンタルの導入、電動リクライニングベッド化により患者のアメニティの向上が図られたことを評価いたしました。

次のページ、8ページ上段、(4)、患者の利便性向上につきましては、中段の表をご覧ください。

患者送迎バス利用者数の令和2年度実績値が1日27.6人と目標を上回り、患者の利便性が確保されたことを評価いたしました。

次に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、6ページをご覧ください。

大項目の「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、評価結果はC評価(中期計画の実現のためには、やや遅れている)と判断いたしました。

判断理由につきましては、小項目評価におきまして、「Ⅳ」(計画を上回っている)が4項目、「Ⅲ」(計画をおおむね順調に実施している)が1項目、「Ⅰ」(計画を大幅に下回っている)が2項目と、ⅢからⅣの評価が全体の9割に満たなかったため、大項目評価では「C」評価といたしました。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料①、年度計画の10ページをご覧ください。

中段、1、地方独立行政法人としての運営管理体制の確立の小項目評価につきましては、全役員出席の定例理事会で重要事項を決定し、月1回の運営会議で院内の情報共有が図られていたことを評価いたしました。

その下の2、効率的かつ効果的な業務運営。

(1)、適切かつ弾力的な人員配置につきましては、次のページ、11ページ上段、窓口職員の内製化により、能力の向上と効率化が図られたことを評価いたしました。

その下の(2)、職員の職務能力の向上につきましては、ZOOMなどの遠隔研修を看護師などが受講し、職員の能力向上が図られたことを評価いたしました。

なお、評価に当たっての意見・指摘等につきましては、11ページの下段、(3)、人事評価システムの構築に対しましては、昨年度から人事評価システムが構築されておらず、中期目標の達成に向けて人事評価システムを導入すること、このほか、次のページ、12ページに記載のとおり、それぞれ意見を付しております。

次に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただき、7ページをご覧ください。

大項目の「第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置」につきましては、評価結果はA評価(中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる)と判断いたしました。

判断理由につきましては、小項目評価におきまして、「Ⅳ」(計画を上回っている)が2項目、「Ⅲ」(計画をおおむね順調に実施している)が1項目と、全ての項目が「Ⅲ」以上の評価となったため、大項目評価では「A」評価といたしました。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料①、年度計画の12ページをご覧ください。

12ページ下段、1、持続可能な経営基盤の確立につきましては、次のページ、13ページの上段のやや下、北斗病院のコンサルティングを受け、経営改善に向けた取組を実施したことにより、医業収支比率が65.0%と目標値66.2%を僅かに下回ったものの、経常収支比率が100.1%と目標値を上回ったことを評価いたしました。

令和2年度の目標値と実績値につきましては、上段の表のとおりでございます。医業収支比率は、医業費用が医業収益によってどの程度賄われているかを示すもの、経常収支比率は経常収益と経常費用の比率で、どちらも経営の弾力性を見るもので、数値の高いほうが望ましいものでございます。

次に、その下の2、収入の確保につきましては、次のページ、14ページの上段、入院収益は、常勤内科医の退職などの影響で、入院患者数、病床稼働率、平均入院単価、平均在院日数の全ての数値が目標値を下回り、2億9,199万円と対前年度比で1,893万円の減収となりましたが、外来収益については、外来患者数、平均外来単価ともに目標値を上回り、2億3,705万円となったため、小項目評価では、「Ⅲ」(計画をおおむね順調に実施している)と判断いたしました。

次に、その下の3、費用の削減につきましては、下段、北斗病院の協力により、スケールメリットを生かした医薬品の仕入れが可能となり、委託費比率、材料費比率がともに目標値を上回ったことを評価いたしました。

目標値と実績値につきましては、表のとおりで、委託費比率と材料費比率は数値が低いほうが望ましいものでございます。

なお、評価に当たっての意見・指摘等につきましては、次のページ、15ページ上段、今後もPDCAサイクルによる目標管理など経営改善に向けた取組を実施し、収益の確保と費用の削減を図ることを意見としております。

次に、別冊の業務実績に関する評価結果に戻っていただきまして、8ページをご覧ください。

大項目の「第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置」につきましては、

評価結果はA評価（中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる）と判断いたしました。

判断理由につきましては、小項目評価におきまして、全ての項目が「IV」の評価であったため、「A」評価といたしました。

大項目評価に当たり考慮した事項につきましては、関係資料①、年度計画の15ページをご覧ください。

上段1、町からの財政支援につきましては、建物増築とMRIなどの医療機器の購入の財源が町の貸付金から交付金に変更となり、9,240万円が交付金に上乗せされたものの、町の交付金は4億2,643万円と、中期計画の予定額3億3,869万円と比較しまして、8,774万円の増加にとどまったことを評価いたしました。

その下、2、医療機器の整備につきましては、医療機器整備計画に基づいて実施されたことを評価いたしました。

なお、評価に当たっての意見・指摘等につきましては、地方独立行政法人の経営原則である独立採算を確立するよう努めることと意見を付しております。

最後に、恐れ入りますけれども、別冊の業務実績に関する評価結果にお戻りください。

別冊の9ページをご覧ください。

小項目評価の集計結果を表にまとめたものでございます。

次のページ、10ページにつきましては、小項目評価の結果表でございます。

次のページ、11ページから13ページまでは、予算、収支計画、資金計画で、令和2年度の決算額を併記したものでございますので、後ほどご確認ください。

また、報告第11号関係資料②につきましては、国保病院から提出がありました令和2年度の業務実績報告書でございます。

補足説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で報告第11号 地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院の業務実績に関する評価についての報告を終わります。

◎日程第10 陳情第1号

1、議長（堀田） 日程第10、陳情第1号 広尾町国民健康保険病院の人工透析医療施設の開設に関する陳情についてを議題とします。

本陳情書は、総務常任委員会に付託されたものであり、報告書は配付している定例会報告書30ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 陳情審査報告書。

令和3年第2回定例会で付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条、第95条の規定により報告します。

1、委員会の開催状況ですが、(1)、開催日は令和3年7月26日月曜日です。

(2)、開催場所は、議員控室です。

(3) から (5) までは省略をさせていただきます。

2、事件及び審査の結果です。

(1)、受理番号及び件名。

陳情第1号 広尾町国民健康保険病院の人工透析医療施設の開設に関する陳情。

(2)、審査の結果ですが、本件については、願意は今後、町行政の中で検討されていくべきものと判断し、趣旨採択としました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの報告に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより、陳情第1号 広尾町国民健康保険病院の人工透析医療施設の開設に関する陳情についてを採決します。

お諮りします。本陳情書に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。

本陳情書は、委員長の報告どおり、趣旨採択にすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本陳情書は、委員長の報告どおり、趣旨採択にすることに決しました。

◎日程第11 認定第1号～日程第20 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第11、認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第20、認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） まず、議案書4ページであります。認定第1号 令和2年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案書の12ページであります。認定第9号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてまでの9件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、各会計決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、議案書の13ページであります。認定第10号 令和2年度広尾町水道事業会計決算認定については、地方公営企業法第30条第4項の規定により、水道事業会計決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

各会計の決算認定につきまして、認定方よろしくお願いを申し上げます。それぞれの各会計の決算の内容につきましては、副町長より補足説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、説明をいたします。

お手元の決算書並びに決算関係資料の確認をお願いいたします。

まず、令和2年度の広尾町各会計別決算書であります。次に、令和2年度決算に係る主要な施策説明資料、続きまして令和2年度広尾町水道事業会計決算書、次に監査委員からの決算審査意見書が一般会計、特別会計と企業会計を合わせまして2冊であります。以上、確認をお願いいたします。

初めに、一般会計の決算についてご説明いたします。

広尾町各会計別決算書の4枚目の1ページから2ページをお願いいたします。

令和2年度の各会計別の決算の総括表であります。

このうち一般会計であります。

予算現額85億4,068万6,000円に対しまして、歳入決算額80億3,449万6,382円、歳出決算額78億7,847万5,685円、差引き額1億5,602万697円でありまして、歳入決算額に対する歳出決算額の執行率は98.1%であります。

次に、特別会計の関係であります。

港湾管理特別会計から病院事業債管理特別会計の8特別会計の合計であります。予算現額31億7,572万1,000円に対しまして、歳入決算額31億1,230万104円、歳出決算額30億9,465万2,163円、差引き残額1,764万7,941円、執行率99.4%であります。

次に、令和2年度の主要な施策説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、第1表の令和2年度の各会計別決算概況の表の1から順次説明いたします。単位は1,000円、パーセントであります。

まず、1の一般会計の決算状況についてであります。令和2年度の歳入歳出差引きの決算額につきましては、(C)欄の1億5,602万円となりました。翌年度に繰り越すべき財源(D)欄1万6,000

円を差し引き、実質収支（E）欄は1億5,600万4,000円となったものであります。

次に、単年度収支（F）欄は931万8,000円、積立金（G）欄は1万2,000円で、繰上償還額（H）欄、積立金取崩し額（I）欄はありませんでした。結果、実質単年度収支は933万円となったものであります。

次の欄であります。2の一般会計地方債残高、財政指数状況であります。

地方債の残高であります。112億8,440万3,000円であります。前年度比8億2,404万円の減少であります。内訳といたしまして、政府資金73億4,526万5,000円、その他が39億3,913万8,000円であります。

次の次年度以降債務負担行為額であります。1億6,597万6,000円であります。前年度に比較し4,396万6,000円の増加であります。

次に、実質公債費比率は15.0%で、前年度比0.5ポイントの増。

将来負担比率は52.7%、前年度比2.7ポイントの減少であります。

次に、中ほどの表であります。

財政力指数であります。0.238。

次の経常収支比率につきましては86.6%、前年度比4.6ポイントの減少であります。

次に、税の徴収関係であります。全体では93.7%でありまして、0.5ポイントの増であります。現年度分につきましては、増減なしであります。

次に、3の基金の状況であります。

合計積立金現在高は30億7,467万2,000円。内訳であります。財政調整基金ほか記載のとおりであり、用品購入基金の現在高800万円を含めた合計額は30億8,267万2,000円となっております。

備荒資金組合の納付現在高は2億2,934万8,000円であります。

次に、各会計別の決算状況であります。

最後の列、上段の地方債の令和2年度末現在高について説明させていただきます。

港湾管理特別会計では1億9,033万2,000円で前年度比3,622万8,000円の減少、簡易水道事業特別会計では1億9,778万1,000円で2,936万4,000円の増、下水道事業特別会計では16億3,133万8,000円で9,721万1,000円の減少、国民健康保険事業勘定特別会計では538万7,000円で106万1,000円の減、病院事業債管理特別会計では3億4,333万1,000円で1億5,635万8,000円の増加であります。特別会計全体では、令和2年度末残高23億6,816万9,000円で、5,122万2,000円の増加であります。

次に、各特別会計への繰出金の決算状況であります。

記載のとおり、それぞれの会計で増減しておりますが、特に国民健康保険事業勘定特別会計では基金への1億円の積み増しにより、繰入額が大幅増となっております。

以上が、令和2年度一般会計及び各特別会計の決算概要であります。

それでは次に、監査委員から決算書の意見書が提出されておりますので、令和2年度の広尾町一般会計及び特別会計決算審査意見書並びに広尾町基金運用状況審査意見書の認定第1号から第9号の別冊をご用意いただきます。監査委員の意見書であります。

1ページ一番下、5の審査の結果であります。

令和2年度広尾町各会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。また、予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めるとするものであります。

次に、同じ決算意見書の14ページをお願いいたします。

令和2年度の広尾町基金運用状況の審査意見書であります。

広尾町の各基金に関わる関係でありまして、3の審査の結果であります。

令和2年度基金運用状況については、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。基金運用の計数は、次表のとおりであり、基金の目的に沿って適正に運用されたものと認めるとするものであります。

続きまして、認定第10号の水道事業会計の決算であります。

水道事業会計の決算書をお願いいたします。

水道事業会計決算書の14ページ、総括事項によりまして、決算の報告をさせていただきます。

令和2年度における水道事業は、給水戸数が前年度より26戸減の2,872戸、給水人口は5,291人となりました。有収水量は給水人口の減少などの影響から、6,298立方メートル減の54万5,629立方メートルとなりました。

収納率は、現年度分98.5%で前年度比0.1ポイントの増、過年度分79.2%で前年度より1.9ポイントの増であります。全体では98.0%と、前年度比0.1ポイントの増の実績でありました。滞納額は256万8,363円となったところであります。

有収率は、既設老朽配水管の布設替えを行い、漏水箇所の修繕に努めたことにより、前年度比6.1ポイント増の81.7%になりました。

建設改良については、有効期間が満了となる量水器の更新をはじめ、老朽化した配水管の整備を行いました。

経営状況は、地方公営企業の基本原則に立脚し経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進に努め、収益的収支は税抜きで水道事業収益1億5,213万2,879円に対し水道事業費用1億5,114万2,268円で、差引き99万611円の当年度純利益となりました。

収益的収入について、新型コロナウイルスの影響により広尾町中小企業緊急支援事業の対象となった方の水道使用料90万20円を減免し、一般会計からの負担金で補填をいたしました。

また、資本的収支については、収入額ゼロ円に対し支出額8,697万7,378円で、資本的収支不足額8,697万7,378円は、関係法令等の規定に基づき内部留保資金等で補填をいたしました。

なお、当年度純利益につきましては、今後の企業債の償還及び建設改良に対処するため、積立処分を行いました。

次に、水道事業会計に対する監査委員からの意見書に入らせていただきます。

令和2年度広尾町公営企業会計決算審査意見書、認定第10号別冊を用意いたします。

1ページ目の一番下の5、審査の結果であります。

令和2年度広尾町公営企業会計決算額は、関係帳簿及び証書類と照合し、相違ないことを確認した。

予算の執行、収入支出及び財産の管理並びに財務に関わる事務は適正に執行されたものと認めたとするものであります。

以上で、認定第1号から認定第10号まで補足説明とさせていただきます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、事業執行に当たっては、町民の安全を最優先にやむを得ず中止したものもありますが、感染予防対策を徹底し、規模の縮小や代替事業を実施するなど、大変苦慮したところであります。

そうした中であって、各会計、各事業につきまして、一定の推進ができましたことにつきまして、ひとえに町民の皆様、議員各位の多大なご指導、ご理解、ご協力のたまものであり、改めて厚くお礼と感謝を申し上げます。重ねまして、認定方どうぞよろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

昼食のため、休憩します。

午前 11時49分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

お諮りします。本件10件は、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することとし、委員会には必要に応じて地方自治法第98条による検閲検査請求権を付与しておきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件10件は、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、決算審査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いいたします。

決算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午後 1時01分 休憩

午後 1時08分 再開

再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました決算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には山谷照夫議員、副委員長には北藤利通議員が互選されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第21 同意第1号

1、議長（堀田） 日程第21、同意第1号 広尾町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第1号 広尾町教育委員会教育長の任命について提案理由を申し上げます。

現在、広尾町教育委員会教育長であります菅原康博氏が本年10月8日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をを求めるものであります。

菅原氏は、昭和35年1月2日のお生まれで現在61歳であります。昭和55年に広尾町役場に奉職し、企画課長、税務課長、議会事務局長の職を歴任され、平成30年10月から3年間教育長として本町の学校教育のより一層の充実を図り、子どもたちの健全育成など教育行政の発展にご尽力を頂いております。

菅原氏は、幅広い行政経験を持ち、教育文化に対しても豊富な識見を有しており、教育長として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第1号 広尾町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は、12人であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載の上、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序を申し上げます。

1番、松田健司議員、2番、浜野隆議員、3番、萬亀山ちず子議員、4番、前崎茂議員、5番、北藤利通議員、6番、志村國昭議員、7番、星加廣保議員、8番、山谷照夫議員、9番、渡辺富久馬議員、10番、小田雅二議員、11番、旗手恵子議員、12番、浜頭勝議員。

以上であります。

(投票)

1、議長（堀田） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

これより開票を行います。志村議員、旗手議員、開票の立会いを願います。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数12票。そのうち賛成10票、反対2票。

以上のとおり、賛成が多数でありますので、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま教育長に選任された菅原康博君から発言の申出がありますので、これを許します。

菅原康博君、登壇願います。

1、教育長（菅原） 貴重なお時間を頂き、ありがとうございます。

ただいま議員各位の格別のご高配によりまして、教育長の再びの任命同意を賜り、身に余る光栄であり、心から感謝を申し上げます。

平成30年10月9日から教育長の職を務めさせていただいております。この3年間、私なりにベストを尽くしてまいりました。その3年間の評価を本日頂いたというふうに思っております。

今後も最善の努力を傾注してこの職責を果たしたいと考えておりますので、議員各位の格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎日程第22 同意第2号

- 1、議長（堀田） 日程第22、同意第2号 広尾町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 同意第2号 広尾町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。
現在、教育委員であります大森敬子氏が本年11月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。
大森氏は、昭和28年12月6日のお生まれで、現在、ご主人とともに有限会社十勝大森牧場、大森ガーデンを営み、花の栽培、販売、ガーデニング指導など広く活躍されています。
大森氏には、平成17年から教育委員をお願いしておりまして、温厚な人柄と豊かな教養に加え、教育、文化、学術に優れた識見を有しておられ、教育委員として適任であると考え、提案させていただきました。
ご同意方よろしくお願い申し上げます。

- 1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。
本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。
これより同意第2号 広尾町教育委員会委員の任命についてを採決します。
お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第23 同意第3号

- 1、議長（堀田） 日程第23、同意第3号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。
村瀬町長、登壇願います。

- 1、町長（村瀬） 同意第3号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申

し上げます。

現在、固定資産評価審査委員であります齊藤政明氏が本年10月24日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

齊藤氏は、昭和30年3月18日のお生まれで、昭和56年に測量士の資格を取得され、現在は本町西2条11丁目において測量設計会社を経営されております。齊藤氏には、平成3年に固定資産評価審査委員をお願いし、今日に至っているところであります。固定資産全般にわたって精通されており、委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第3号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第24 同意第4号

1、議長（堀田） 日程第24、同意第4号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 同意第4号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員であります大林勝則氏が本年10月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

大林氏は、昭和32年1月31日のお生まれで、昭和50年本町に奉職し、在職中に税務課資産税係長、税務課長補佐を務め、平成29年3月に定年退職され、平成30年に固定資産評価審査委員をお願いし、今日に至っております。幅広い行政経験と固定資産全般にわたって豊富な識見を有しており、委員として適任であると考え、提案させていただきました。

ご同意方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより同意第4号 広尾町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎日程第25 諮問第1号

1、議長（堀田） 日程第25、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります坂本和子氏が本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を再任いたしたく、候補者として推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

坂本氏は、昭和31年1月18日のお生まれで、昭和51年4月から平成10年3月までの22年間、幼稚園教諭として子どもたちの養育にご尽力を頂いた方であり、現在は、10丁目町内会の女性部長として、町内会活動においてもご活躍いただいております。また、平成31年1月1日に同委員に就任以来、人権擁護に関わる相談業務に従事され、地域住民の信望が厚く、子どもや女性といった人権の分野において識見も高いことから、人権擁護委員として適任であると考え、提案させていただきました。

よろしくご審議の上ご決定くださりますようお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、質疑及び討論を省略します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本件は、提案のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

◎日程第26 発委第3号

1、議長（堀田） 日程第26、発委第3号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、山谷照夫議員、登壇の上、説明願います。

1、議会運営委員会委員長（山谷） 発委第3号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

お手元の議案資料1ページの新旧対照表をご覧ください。

本改正は、新過疎法の制定により名称が変更となり、それに伴い本条例の第12条、議決事件の拡大について一部改正するものであります。

新旧対照表の改正のところでありますが、第2号を「広尾町過疎地域持続的発展市町村計画」に改正するものであります。

なお、附則につきましては、公布の日から施行するものであります。

以上、議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより発委第3号 広尾町議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第60号

1、議長（堀田） 日程第27、議案第60号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第60号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について提案理由を

申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、広尾町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

新たな過疎地域振興対策に係る過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が成立し、本年4月1日から施行されました。新過疎法では過疎地域の持続的発展という新たな理念が掲げられ、持続可能な地域社会の形成や地域資源を活用した地域活性化を図る施策に対して特別措置が講じられることにより、過疎地域の持続的発展が支援されます。

本町の昭和50年と平成27年の国勢調査時の人口を比較すると、38.3%の減少となっており、新過疎法の過疎地域指定要件である28%を上回っていることから、引き続き過疎地域の指定を受け市町村計画の策定を行い、町の持続的発展を図る取組を推進していくこととしたところであります。

本計画は、北海道が定める過疎地域持続的発展方針に基づき策定しており、その内容等につきましては、まちづくり推進総合計画や総合戦略、公共施設等総合管理計画と整合性を図っております。

また、計画策定に当たりましては、北海道との事前協議が調っており、議決を頂いた後、総務大臣ほか関係6大臣に計画を提出する運びとなっているところであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第60号 広尾町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第61号

1、議長（堀田） 日程第28、議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について提案理由を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づいて策定した下記辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を頂き、総務大臣へ提出するものでございまして、変更に関する協議において北海道知事から異議のない旨回答を頂いております。

辺地については、野塚辺地であります。

21ページの別紙計画書（案）をお願いいたします。

1の辺地の概況から2の公共的施設の整備を必要とする事情については、省略をいたします。変更部分のみ説明させていただきます。

3の公共的施設の整備計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年間の計画でありまして、飲用水供給施設の事業費等を変更するものでありまして、変更後の金額については上段に括弧書きで、変更前の金額は下段にお示しをしているところであります。

なお、辺地対策事業債につきましては、次年度以降に発生する元利償還金の8割が地方交付税によって措置されるものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第61号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第62号

1、議長（堀田） 日程第29、議案第62号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第62号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、令和3年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が廃止され、それに代わりまして過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同日に公布されたことによるものであります。

また、あわせて本町の過疎計画策定に伴い、本条例の全部改正を行うものであります。

主な内容であります。

1つ目は、特例対象事業に情報サービス業等の追加をするものであります。

2つ目は、特例対象設備投資を新增設から取得等に拡充するものであります。

3つ目といたしまして、取得価額要件の変更であります。

本条例は、附則において公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用したいとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案資料の1ページをお開きください。

1つ目として、改正理由につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が廃止され、それに代わり過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたこと及び本町の過疎計画策定に伴い、固定資産税の課税の特例について条例の全部改正を行うものでございます。

2つ目の改正の内容であります。特例対象事業の追加でございます。

①、現行では製造業、旅館業、農林水産物等販売業者に限定されておりましたが、今回新たに「情報サービス業等」を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

②つ目でございますが、特例対象設備投資の拡充であります。現行では新增設した場合のみに特例を適用しておりましたが、改正後は設備の取得等、新增設以外の増築、改築、修繕など幅広い設備投資に特例適用を拡充するものでございます。

最後に③つ目でございますが、取得価額要件の変更であります。現行では一律2,700万円以上の取得価額があった場合にのみ適用しておりましたが、資本金の規模に応じ、最大500万円以上までの引下げを行うものでございます。

3つ目として、減免の期間であります。新たに固定資産税を課せられることとなった年度から

3か年度分以内に限り免除するとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第62号 広尾町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第63号～日程第39 議案第72号

1、議長（堀田） 日程第30、議案第63号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてから日程第39、議案第72号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第63号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第7号）から議案第72号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）まで一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議案第63号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億8,200万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ76億2,974万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第3表でお示しをするものであります。29ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正の追加であります。

事項といたしまして、令和3年度広尾町漁業活力資金利子補給補助金であります。

期間といたしまして、令和4年度から令和13年度、限度額といたしまして95万9,000円であります。

第3表の地方債補正の変更であります。

限度額の変更でありまして、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定によるものであります。

過疎対策事業債につきましては、港湾直轄整備事業の確定見込みによる整理であります。

町債の合計から1億1,274万5,000円を減額し、6億4,715万5,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算補正の詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。

次に、議案第64号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ138万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億518万2,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項繰越金の追加は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費は、一般会計繰出金及び共済組合負担金等を整理するものであります。

続きまして、議案第65号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ73万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,137万3,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

第2条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しをするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

2款1項一般会計繰入金164万3,000円の減額であります。

3款1項繰越金の追加は、前年度繰越金の確定によるものであります。

5款1項町債は、楽古地区配水管整備事業に係る簡易水道事業債と辺地対策事業債の整理であります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項簡易水道費は、修繕料及び印刷製本費の追加であります。

2 款 1 項公債費は、財源内訳の補正であります。

次のページの第 2 表であります。

地方債補正の変更であります。

簡易水道事業債及び辺地対策事業債につきまして、事業の財源内訳の変更に伴い、限度額を変更するものであります。

次に、議案第 66 号についてであります。

本案は、令和 3 年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 358 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 4 億 4,637 万 3,000 円とするものであります。

第 2 項については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

第 2 条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第 2 表でお示しをするものであります。

次のページの補正の歳入であります。

1 款 1 項分担金は、個別排水受益者分担金の確定見込みによる追加であります。

3 款 1 項国庫補助金は、公共下水道事業に係る補助金の追加であります。

4 款 1 項一般会計繰入金は、3 万 3,000 円の追加であります。

5 款 1 項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

7 款 1 項町債は、事業の財源内訳の変更によるものであります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項一般管理費は、財源内訳の補正であります。同款 2 項施設管理費は、排水路の修繕料の追加であります。

2 款 1 項事業費は、事業内容変更に伴う委託料の組替えと西通排水区流末の汚濁防止の工事の追加であります。

3 款 1 項公債費は、令和 2 年度発行分の元金及び利子の確定による整理であります。

次のページの第 2 表、地方債補正の変更であります。

公共下水道事業債から過疎対策事業債につきまして、事業の財源内訳の変更に伴い、限度額を変更するものであります。町債の合計に 60 万円を追加し、1 億 50 万円とするものであります。

続きまして、議案第 67 号についてであります。

本案は、令和 3 年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものとしてあります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 32 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9 億 8,479 万 2,000 円とするものであります。

第 2 項については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとしてあります。

次のページの補正の歳入であります。

4款1項繰入金は、一般会計繰入金の追加及び基金繰入金の減額であります。

5款1項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出であります。

1款1項総務管理費及び6款1項健康管理センター費は、共済組合負担金及び福祉協会負担金の追加であります。

3款1項国民健康保険事業納付金は、財源内訳の補正であります。

8款1項償還金及び還付金は、国保税還付金の見込みによる追加であります。

次に、議案第68号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ830万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ7億2,761万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入につきましては、確定見込みによる交付金の整理及び前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

次に、歳出であります。

1款総務費及び4款地域支援事業費は、職員の扶養の異動による職員手当の追加及び標準報酬月額の変更による共済組合負担金の整理であります。

2款1項介護サービス等諸費は、財源内訳の補正であります。

5款1項償還金及び還付加算金は、前年度分の介護給付費及び地域支援事業交付金等の精算確定による国及び道交付金等の返還金を計上するものであります。

次に、議案第69号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ283万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億7,814万7,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの補正の歳入であります。

1款2項負担金収入につきましては、過年度の施設入所者負担金の追加であります。

2款1項繰入金は、一般会計繰入金を整理したものであります。

3款1項繰越金は、前年度繰越金の確定によるものであります。

5款1項道補助金は、ICT機器の整備に係る補助金であります。

次に、歳出であります。

1 款介護サービス事業費は、介護業務の負担軽減と入所者の安全を確保することを目的に、タブレット端末と記録システムを整備するものであります。そのほか、施設の改修及び人件費の補正であります。

続きまして、議案第70号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるとするものであります。

次のページの補正内容であります。前年度繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金を整理したものであります。

続きまして、議案第71号についてであります。

本案は、令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ5,512万4,000円とするものであります。

第2項については、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページの第1表であります。令和2年度発行地方債の元金及び利子の確定による歳入歳出の整理であります。

続きまして、議案第72号についてであります。

本案は、第1条で、令和3年度広尾町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものであります。

第2条で収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでありまして、第1款第1項営業費用に4万5,000円を追加するものであります。補正の内容であります。標準報酬月額の変更に伴う共済組合負担金の追加及び検便検査料の追加であります。

第3条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費でありまして、4万1,000円を追加するものであります。

以上で、議案第63号から議案第72号までの補正予算について提案理由の説明といたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に補足説明をさせますが、その前に休憩します。

午後 1時56分 休憩

午後 2時10分 再開

再開します。

引き続き、補足説明をさせます。

山岸総務課長。

1、総務課長（山岸） それでは、一般会計補正予算（第7号）について、事項別明細書により説明いたします。

初めに、本補正予算は、人件費の共済負担金の標準報酬変更によるもの、それと各特別会計の繰出金についても繰越金の確定に伴うものなどについては説明を省略いたします。

それでは、主な内容について説明をいたします。

歳出から説明いたします。

事項別明細書6ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費では、議会中継機器の不具合により修繕料を計上するものであります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、9月1日付人事による人件費を計上するものであります。2目庁舎管理費では、庁舎Wi-Fi環境構築委託料を計上するものであります。

7ページをお願いいたします。

3目財務管理費では、前年度繰越金を減債基金に積み立てるものです。9目防災対策費では、需用費で音調津避難所に係る消耗品費、燃料費の計上、防災無線の修繕料、ハザードマップ作成委託料を計上するものであります。13目OA化推進費では、役務費で通信運搬費及び委託料で行政システム用端末設定委託料を計上するものであります。行政システム用端末の購入費は、入札執行残により減額するものであります

8ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、過年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金返還金、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金を計上するものであります。3目養護老人ホーム施設費では、賄材料費で熱中症予防のため入所者水分補給用飲用代を計上しているものでございます。

9ページ、修繕料は、洗面台排水トラップ水漏れ、調理下処理室排煙窓開閉ハンドル、正面玄関自動ドアの修繕料でございます。工事請負費では、入所者の意図せぬ脱出を防ぐため、職員玄関暗証番号式玄関錠の取付けであります。4目障害者母子福祉費では、過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金・道費負担金返還金、過年度地域生活支援事業国庫補助金返還金を計上するものであります。6目老人福祉費では、節目で長寿のお祝いをする方を対象にした敬老会の開催と高齢者外出支援交通費助成に関する実証事業に係る経費の計上でございます。高齢者外出支援交通費助成に関する実証事業につきましては、自動車免許証のない75歳以上の高齢者にタクシー運賃及びバス運賃の一部を試験的に助成するもので、地域によって1か月1,500円から3,000円の助成を行い、実証期間は令和3年12月から令和4年1月までとするものであります。詳細につきましては、議案資料3ページに掲載しております。

10ページ、7目生活支援ハウス施設費では、修繕料として非常灯修繕料の計上であります。委託料は、簡易コンセントコールシステム構築委託料の執行残であります。2項児童福祉費、2目保育

所費では、豊似保育所屋根修繕料の計上であります。人件費につきましては、扶養者の異動に伴う補正であります。3目子育て支援センター運営費、11ページ、4目放課後児童健全育成費、5目子育て支援費では、償還金利子及び割引料で、子ども・子育て支援交付金国庫負担金返還金の計上であります。5目子育て支援費では、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金返還金の計上であります。4項災害救助費、1目災害救助費では、音調津避難施設での避難時に使用する消耗品及びパーティションや簡易ベッドの備品費の計上であります。

12ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費では、葬斎場火葬炉設備、公衆トイレ修繕料の計上であります。3目予防費では、新型コロナウイルスワクチン接種に伴う予防接種委託料、健康管理システム更新委託料の計上、人件費は育児休業職員の確定分の減額でございます。

13ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、2項林業費、3目森林環境振興費では、サンタランドウッドを使用したイルミネーション作成の原材料費と消耗品費の計上、サンタの森の環境振興事業補助金は、広尾町産材活用事業に補助金を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。

3項水産業費、2目水産業振興費では、ウニ養殖企業化試験事業補助金について、地域づくり総合交付金の内示により予算を増額するものであります。令和3年度広尾町漁業活力資金利子補給補助金は1件の申請があったものであります。

6款商工費、1項商工費は、3目サンタランド費で、森林公園トイレ照明器具修繕料の計上であります。7目中小企業緊急支援事業費では、第2弾プレミアム付商品券でプレミアム率50%の広尾町地域振興プレミアム付商品券及びプレミアム率100%の広尾町地域振興夜の街プレミアム付商品券発行事業補助金の計上であります。あと、プレミアム率30%でキャッシュレス化導入推進事業補助金の計上であります。

15ページ、7款土木費、2項道路橋りょう費は、1目道路橋りょう維持費で、役務費で自賠責保険料、動産総合保険料の追加であります。

7款土木費、3項港湾費、1目港湾総務費では、財源として、地域づくり総合交付金の内示により財源内訳の変更と負担金の執行残であります。2目港湾管理費では、十勝港内補修工事の追加であります。

16ページをお願いいたします。

7款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費では、公営住宅の電気温水器修繕料と水抜き不凍栓・電気モーターの取替え工事の計上であります。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、こちらのほう、費用弁償は大樹町在住の教員補助員採用による通勤手当の増であります。4目財産管理費では、スクールバス等消耗品として、冬用のタイヤの購入でございます。

17ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費では、ICT教育環境整備用消耗品費及び備品費の計上でございます。

ます。3項中学校費、1目学校管理費では、同じくICT教育環境整備用備品費の計上でございます。4項社会教育費、1目社会教育総務費では、旧広尾保育所の混合栓取替え修繕料の計上でございます。あと、広尾町中高生等海外派遣推進協議会交付金は、派遣中止に伴う減額でございます。3目図書館・児童福祉会館費では、寄附金を受けまして、図書購入費の計上でございます。

18ページをお願いいたします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費では、全道・全国大会の出場者が多く、今後の出場に伴うスポーツ振興助成補助金の計上でございます。

11款公債費は、借入確定による補正。

12款予備費は、7,232万2,000円を増額して、予算総額を調整しております。

次に、3ページに戻って、歳入のほうの関係でございます。

9款地方特例交付金については、確定による補正でございます。

10款地方交付税については、交付税確定による補正でございます。増額の要因につきましては、新項目のデジタル推進費等の増加であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金について、ワクチン接種費用部分の上乗せによる補正でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号システム整備補助金については、戸籍事務へのマイナンバー制度の導入により交付決定がされたことによる補正でございます。防災・安全社会資本整備交付金については、土砂災害ハザードマップ作成事業確定による補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和3年度事業について交付限度額が追加され、新たな事業も追加されたことに伴う補正でございます。詳細については、先日の行政報告の資料で説明したとおりでございます。3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金について、マイナンバー対応分での上乗せによる補正でございます。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金は、地域づくり総合交付金（ウニ養殖企業化試験事業）の事業費増による内示に伴う補正であります。5目商工費道補助金は、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金につきまして、第2弾のプレミアム商品券発行に伴う補助金でございます。6目土木費道補助金は、地域づくり総合交付金（十勝港物流調査事業）につきまして内示による補正でございます。

4ページをお願いいたします。

3項道委託金、1目総務費道委託金につきましては、土地利用規制等対策事業交付金は道の交付決定に基づく増額であります。

17款1項寄附金、2目指定寄附金は、教育振興資金寄附金の寄附により予算計上しております。

18款1項の繰入金は、交付税の増額、前年度の繰越金の確定による財政調整基金繰入金、減債基金繰入金の減額、森林環境振興基金繰入金は、広尾町ウッドイルミネーション加工代等の財源としての増額補正であります。

19款1項繰越金は、確定による増額の補正であります。

20款諸収入、5項の雑入は、広報ひろお広告掲載料、宝くじの広報掲載料、交通安全指導員被服

等整備助成金の確定、過年度障害者医療費道・国庫負担金の確定による増額の補正であります。

5ページをお願いいたします。

21款1項の町債は、臨時財政対策債は、確定による減額、過疎対策事業債は、港湾直轄整備事業負担金の減による減額の補正であります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、室谷水産商工観光課長。

1、水産商工観光課長（室谷） 私のほうから、商工費の3つの事業について説明をしたいと思っております。

議案資料の4ページをお開き願います。

1つ目は、今年度第2弾となります広尾町地域振興プレミアム付商品券発行事業補助金であります。

目的、商品券の名称につきましては、前回と同様であり、記載のとおりとなっております。

商品券のキャラクターを今までの「さーたちゃん」から、今回は「ツリーくん」に変更いたします。

プレミアム率につきましては、前回より10%増やし、50%とします。今回も北海道の10%の上乗せを見込んでおります。

商品券の発行につきましては、1枚当たり500円とし、1組15枚7,500円相当分を5,000円で販売いたします。15枚のうち、2枚は飲食店での利用限定となります。お1人様10組となる5万円までを購入の上限とします。発行組数は1万2,000組で、発行総数9,000万円、うち3,000万円をプレミアム分として補助いたします。

商品券を利用できる業者は、公募を行いまして、応募のあった町内の商工業者といたします。

商品券の使用期間としましては、10月17日から翌年1月16日までとし、期限が切れた商品券は使用できないものとします。

北海道の補助金を見込むため、各業者の商品券生産を含む事業の完了を令和4年2月15日までにしなければいけないため、前回と違い、使用期間が3か月となっております。

今後の予定としましては、今補正予算成立後の最初の年金支給日後の最初の日曜日となる10月17日に、以前と同様、コミセン1階にて販売する予定となっております。

次に、5ページになります。

広尾町地域振興夜の街プレミアム付商品券発行事業補助金であります。

目的は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、売上げが減少する日本標準産業分類の中の飲食店のバー、キャバレー、ナイトクラブに属する商工業者を支援するために、商工会が発行する商品券に対してプレミアム分を補助することで地域の経済対策に資することを目的といたします。

商品券の名称につきましては、「広尾町地域振興夜の街プレミアム付商品券」となります。

プレミアム率につきましては、100%といたします。

商品券の発行につきましては、1枚当たり1,000円とし、1組6枚6,000円相当分を3,000円で販売いたします。お1人様10組となる3万円分までを購入の上限といたします。発行組数は600組で、発行総額360万円、うち180万円をプレミアム分として補助いたします。

補助金を利用できる業者は、公募を行いまして、応募のあった町内の日本標準産業分類バー、キャバレー、ナイトクラブに属する商工業者といたします。

商品券の使用期間としましては、予定としまして11月1日から翌年1月31日までとし、期限が切れた商品券は使用できないものといたします。

今後の予定としましては、11月1日から商工会にて販売する予定であります。

次に、6ページになります。

広尾町中小企業等キャッシュレス化導入推進事業補助金です。

目的は、町内の商工業者が新型コロナウイルス感染症防止対策の一環として、国が推奨する「新しい生活様式」、北海道が進めている「北海道スタイル」を実践、推進するために感染防止対策の一つとなる非接触化決済、いわゆるキャッシュレス化を導入推進し、町内の消費喚起や多様な観光客の消費需要の獲得と、機会損失防止等を図ることを目的といたします。

事業内容としましては、期間中に町内の対象店舗でのお買物や飲食等をキャッシュレス決済のPayPay及びd払いにて支払うことで、決済金額の30%分のポイントが付与されるものであります。決済金額3,000万円の30%となる900万円をプレミアム分として予算計上しております。

ポイントが付与される内容につきましては、基本的には対象店舗での決済金額の30%がポイントとして付与されます。また、PayPay及びd払いを使った町内、町外全ての方が対象となります。

ただし、1回当たりの付与上限が3,000万円相当、1月当たりの付与上限が1万円相当とするものであります。

利用できる商工業者としましては、公募を行い、応募があり、商工会が認める町内の商工業者とします。

全道・全国展開をしている大手流通店舗は対象外にすると聞いております。

事業期間としましては、予定としまして11月1日から12月31日までの二月とします。決済事業者との契約上、一月ごとの契約となるため、付与する額が月の途中で900万円の予算額を超えることも想定されますが、状況を見極めながら補正予算にて対応することを考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案10件については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第63号 令和3年度広尾町一般会計補正予算（第7号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 事項別明細書の9ページ、6目の扶助費、高齢者外出支援交通費の助成212万8,000円の関係であります。

これは過般説明があったところでありますけれども、この事業については、いわゆる地方創生臨時交付金を充当して行うということで、実施期間が12月1日から1月31日までの2か月間という短い期間が設定されていますけれども、実は土幌町と2019年度から、いわゆる高齢者の移動支援事業という形でタクシーの料金を助成する事業、2019年度から2年間実証実験をやってきて、2021年度から本格的に開始をしております。ご承知のとおり、土幌町は以前からコミュニティバスを導入して、特に土幌町市街については交通弱者の公共交通機関確保に努めておりますけれども、土幌町のこの実証実験の内容については市街地を除いた農村部ですとか、それから中土幌地区、ここに住む75歳以上の運転免許証を持たない方に対する助成事業をやっているのですけれども、2年間の実証実験で非常に好評であったということなのですけれども、本町の場合、2か月間の実証事業ということなのですけれども、この後の運行についてどのように検討されているのか、これについてご説明を頂きたいと思っております。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） ご説明いたします。

お示ししたように、実証実験、試験的に2か月間タクシー券あるいはバスの割引券を高齢者の方に配付しまして、その2か月間で利用状況などをこちらで確認、あるいはアンケートもしましてニーズ調査もしまして、いわゆる検証を行っていきたいと考えております。その2か月間で得たデータを基にこの事業を、場合によっては改良したりしながら、令和4年度中に本格実施に向けて検討していきたいと思っております。できるだけ早く高齢者の方の外出の支援を行いたいということで、実証実験を2か月実施しまして、そのデータを基に令和4年度のできるだけ早い時期に本格実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第64号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第65号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第66号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第67号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第68号 令和3年度広尾町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第69号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第70号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第71号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計補正予算(第1号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第72号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第63号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第72号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの10件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第63号から議案第72号までの10件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案10件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案10件は討論を省略します。

これより議案第63号 令和3年度広尾町一般会計補正予算(第7号)についてから議案第72号 令和3年度広尾町水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの10件を一括採決します。

お諮りします。本案10件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案10件は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長(堀田) 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時36分